

～幸手駅を彩る～

# 階段アート作品募集

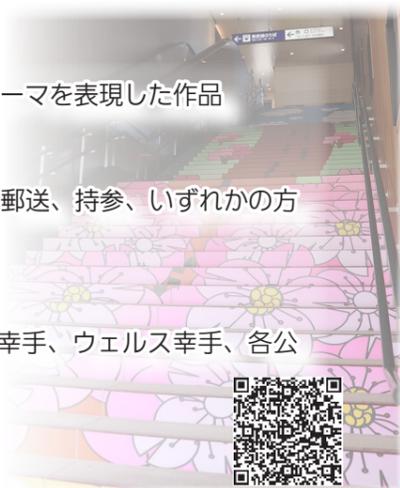
幸手駅東西自由通路の東口および西口の階段に掲示する絵や写真などの作品を募集します

## 募集テーマ

幸手の好きなところ  
幸手の自慢

自分の子どもや大切な人に伝えたい大好きな幸手

- 募集作品 絵や写真、スタンプ、版画、切り絵、ちぎり絵など募集テーマを表現した作品
- 応募資格 市内在住、在勤、在学の人
- 募集期間 8月2日(月)～9月30日(木)必着
- 応募方法 応募用紙と応募作品をメール(hisy@city.satte.lg.jp)、郵送、持参、いずれかの方法で秘書課へ
- 採用作品数 2作品
- 掲示予定 令和4年3月
- ※募集案内および応募用紙は、市ホームページ、秘書課窓口、アスカル幸手、ウェルス幸手、各公民館で配布しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。
- ※背景の画像は過去の採用作品です。
- 問合せ 秘書課 ☎(43)1111 内線 224



## 人権それは愛 「ヤングケアラーについて」

～子どもの人権について今一度考えよう～

皆さんは、ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをさすこととされています。

ヤングケアラーをめぐる、国は、全国の教育現場に対する初の実態調査を行いました。調査結果によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が7.5%、全日制高校2年生が4.1%となっており、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康・学業への悪影響も全国的に初めて裏付けられました。

子どもが家族をケアすること自体は否定するものではありません。しかし、悩みを相談できず取り残されたように感じてしまったり、進学や就職で遅れをとってしまったりすることは、見過ごせません。

### 8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

# 子どもを養育するひとり親家庭などへの給付制度のお知らせ

## ◆児童扶養手当

▼対象 つぎのいずれかに該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

## ▼手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降加算額	6,110円(1人につき)	6,100円～3,060円(1人につき)

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になることがあります。

## ◆特別児童扶養手当

▼対象 身体などに一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人

障がいの状態	月額(1人につき)
1級(重度)	52,500円
2級(中級)	34,970円

※子どもが施設に入所している、また、障がいを支給事由とする年金を受給している場合は除きます。

## ◆ひとり親家庭等医療費

医療保険制度で医療にかかった場合の医療支給制度です。

▼対象 つぎのいずれかに該当する人

- ①父子家庭の父とその子ども
  - ②母子家庭の母とその子ども
  - ③父母のいない子どもとその養育者
  - ④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する父または母
- ※所得制限があります。

- ・対象となる子どもは、18歳になった年の年度末(3月31日)までです。
- ・一定の障がいがある場合は20歳になるまでです。

問合せ こども支援課 ☎(42)8454

## 負担軽減のお知らせ

### ▼保険税・保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った、または同感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合、一定の基準を満たした場合、対象保険税および保険料の全額を免除または一部を減額します。

### 対象保険税および保険料

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・第1号被保険者介護保険料

### 問合せ

・国民健康保険税/保険年金課

☎(43)1111内線143

・後期高齢者医療保険料/保険年金課

☎(43)1111内線147

・介護保険料/介護福祉課

☎(42)8444

### ▼国民年金保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の喪失や売り上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請および学生納付特例申請が可能です。

問合せ 日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004